

美里町地域防災計画

【修正概要】

令和5年5月25日

美里町防災会議

（令和5年度）

美里町地域防災計画 修正概要【案】

■令和5年度概要

◎防災基本計画修正の反映

- ① 流域治水の取組を推進するための連絡体制の構築
- ② 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
- ③ 避難所の運営管理におけるNPO・ボランティア等の外部支援者との協働

◎熊本県の施策等を踏まえた修正

- ① 美里町国土強靱化地域計画の追記
- ② 避難所における感染症予防等の対策（新型コロナウイルスの5類移行に伴う個別名称の削除）

◎その他の修正

- ① 防災計画（震災対策）のレイアウトの統一
- ② 新たに公表された最大浸水想定区域図による指定施設の追加
- ③ 複合災害への対応
- ④ 時点修正が必要な項目を令和5年4月1日現在で修正

◎防災基本計画修正の反映

追加

① 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

【一般災害対策 第2章 第9節 1. 治山・治水対策】P5

雨水の流出状況及び土砂の水流への流入状況を把握し円滑な排水を行うべく、町内河川の掘削、護岸等の改修整備、砂防事業の促進を図る。また、気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

追加

②適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

【一般災害対策 第2章 第9節 5. 学校教育における防災知識の普及】P12

(4) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

◎防災基本計画修正の反映

修正

③避難所の運営管理におけるNPO・ボランティア等の外部支援者との協働

【一般災害対策 第3章 第6節

5. 避難所（指定避難所：被災者が避難生活を送るための避難所）の開設及び収容保護】

P35

（7）避難所の管理運営

ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO、ボランティア等の外部支援者との協働についても検討するものとする。

◎県の施策等を踏まえた主な修正

追加

①美里町国土強靱化地域計画の追記

【一般災害対策 第1章 第2節 1. 計画の性格】P1

(2) 「美里町地域防災計画一般災害対策編」の策定及び運営にあたっては、国の「防災基本計画」及び、熊本県の「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」と密接な連携を図ってゆくものとする。さらに、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく「美里町国土強靱化地域計画」とも十分な調整を図るものとする。

修正

②避難所における感染症予防等の対策

(新型コロナウイルスの5類移行に伴う個別名称の削除)

【一般災害対策 第2章 第10節 7. 訓練の時期・場所等】P14-15

【一般災害対策 第3章 第6節 4. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定】

P32-35

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更されたことにより、個別名称を削除し「感染症」に含めるよう修正した。

◎その他の修正

修正

①防災計画（震災対策）のレイアウトの統一

【震災対策全般】

震災対策のレイアウトを、R4年度に変更した一般災害対策と統一した。

追加 修正

②新たに公表された最大浸水想定区域図による指定施設の追加

【一般災害対策 第2章 第2節 7. 水防法に基づく対応】P6-7

【浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設】

番号	名称	所在地
<u>1</u>	<u>社会福祉法人十百千会</u> <u>障害者総合支援センターゆきぞの</u>	<u>土喰148-1</u>
<u>2</u>	<u>社会福祉法人千寿会</u> <u>みんなの家</u>	<u>土喰4</u>
<u>3</u>	<u>美里町老人福祉センタ</u>	<u>永富1510</u>

◎その他の修正

追加
修正

③複合災害への対応

【一般災害対策 第2章 第10節 3. 複合災害想定訓練】P15

町、防災関係機関は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

【一般災害対策 第3章 第1節 1. 災害対策本部等の設置基準】P17

（1）災害対策本部

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲から、町長が本部を設置し応急対策をとる必要があると判断した場合

ウ 地震以外の複合的な要因も含め、災害が発生する可能性があり、町長が本部を設置し応急対策をとる必要がある判断した場合

◎その他の修正

修正

④時点修正が必要な項目を令和5年4月1日現在で修正

【一般災害対策 第3章 第1節 2. 災害対策本部】P22

令和5年4月の機構改革に事務分掌の変更

【事務分掌】

【新事務分掌】●正 ○副			
部名	部長	部員	分 掌 事 務
総務対策部	(正) 総務課長 (副) 美しい里創生課長	総務課職員 美しい里創生課職員	1. 災害対策本部の組織・運営（総務課） 2. 災害経費の予算措置（総務課及び関係課） 3. 通信の確保（●総務課） 4. 職員の動員及び派遣（総務課） 5. 情報収集及び被害状況の把握、報告等（総務課） 6. 災害情報の伝達（●総務課） 7. 消防団活動及び救助・救急活動（総務課） 8. 広報活動（総務課） 9. 報道機関との連絡調整（総務課） 10. 応援の受け入れ対応（総務課） 11. 物資等の受入れ、輸送、供給対策（●総務課、○美しい里創生課） 12. 建物・宅地等の応急危険度判定（●総務課、建設課） 13. リ災証明の発行（●総務課、○美しい里創生課） 14. 復旧・復興計画等に関すること（美しい里創生課） 15. 各対策部との連絡調整及び他の対策部に属さない事項（総務課）
福祉対策部	(正) 福祉課長 (副) 住民生活課長	福祉課職員 住民生活課職員	1. 災害救助法及び生活再建支援法に基づく対策及び救助事務（福祉課） 2. リ災者の保護収容及び安否に関すること（●福祉課、○住民生活課） 3. 義援金及び見舞金等の処理（福祉課） 4. 救援状況の報告に関すること（福祉課） 5. 避難所の運営及び被災者の生活対策（●福祉課、○住民生活課） 6. 社会福祉施設及び福祉事務所等との連絡調整に関すること（福祉課） 7. 特別な配慮が必要な人への対策（●福祉課、○住民生活課） 8. ボランティアとの共同活動（●福祉課、社会福祉協議会） 9. 仮設住宅に関する事務手続き（福祉課）

保健衛生対策部	(正) 健康保険課長 (副) 上下水道課長	健康保険課職員 住民生活課職員 上下水道課職員	1. 飲料水及び供給施設の確保（上下水道課） 2. 食品衛生の保全（住民生活課） 3. 廃棄物処理、家屋の解体及び清掃（住民生活課） 4. 日赤との連絡調整（健康保険課） 5. 防疫、救護（健康保険課） 6. 医療関係者の動員配置、患者等の輸送（健康保険課） 7. 避難者の健康チェック（健康保険課）
農林対策部	(正) 農業政策課長 (副) 森づくり推進課長	農業政策課職員 森づくり推進課職員	1. 農林業の被害調査報告及び応急対策（農業政策課、森づくり推進課） 2. 被災農林地及び関連施設等の復旧（農業政策課、森づくり推進課） 3. 被災農林業者等に関する融資の斡旋（農業政策課、森づくり推進課） 4. 農協その他関係団体との連絡調整（農業政策課、森づくり推進課）